

地方行政委員會議錄第三号

昭和二十八年十二月四日(金曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事磯尾 弘吉君

理事床次 徳二君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君 理事松永 東君

生田 宏一君 能谷 憲一君

前尾繁三郎君 三浦寅之助君

吉田 重延君 橋本 清吉君

藤田 義光君 北山 愛郎君

滝井 義高君 横路 節雄君

伊藤幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君

出席國務大臣

塚田十一郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

委員外の出席者

總理府事務官(南

方連絡事務局長)

石井 通則君

國家地方警察本部

警視長(總務部長)

柴田 達夫君

國家地方警察本

部警視正(總務部長)

高橋 幹雄君

總理府事務官(自

治行政事務局長)

後藤 博君

總理府事務官(自

治行政事務局長)

柴田 護君

外務事務官

中川 融君

(アジア局長)

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

三君外七名提出)
昭和二十八年度分の地方財政平衡交
付金の単位費用の特例に関する法律
案(内閣提出第一〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

町村の警察維持に関する責任転移の
時期の特例に関する法律案(加藤精
三君外七名提出)

昭和二十八年度分の地方財政平衡交
付金の単位費用の特例に関する法律
案(内閣提出第一〇号)

奄美群島の現状及び復旧に伴う問題
に関する件
地方財政に関する件

○中井委員長 これより開会をいたし
ます。

私は奄美大島の視察を終え、昨日東
京へ帰着をいたしましたので、この際
ごあいさつをかね、視察の経過と、
一、二の感想を申し上げて、御報告に
かえたいと存じます。

まず私の不在中皆様に種々御配慮を
いただきましたことを、厚く御礼申し
上げます。

さて本委員会におきましては、前第
十七国会におきまして各派より代表の
方々の出張視察をなされることに御決
定になったのでありますが、本臨時國
会の開会等の事情よりして、私、委員
長一任という結果になりましたので、
私はたゞ／＼同地へ派遣される参議院
視察団と同行し、先月二十四日神戸出
発、二十六日鹿児島より大島名瀬市へ

渡ることをいたしましたところ、大風
のために乗船が途中より引返す等のこ
ともありまして、結局二十九日早朝名
瀬に到着いたしました。私どもはただ
ちに琉球政府奄美地方庁において、島
民各界を代表する復旧対策委員会の諸
氏の陳情を聞き、午後には名瀬市役所
において市政関係の実情を聞き、夜は大
島郡民大会に列席し、てつぷさに島民
の過去八年間の苦難、復旧への喜び、
母国への期待、真に涙ぐましくものあ
るを得たいたしました。翌三十日は高
郷村に参り、村役場学校等の実態を調
査し、また明治維新に際し島津藩主よ
りとがめられて流罪に処せられ、三年
間ここに配所の月をながめておつた西
郷南州の遺跡をたずねました上、名瀬
市にもどり、学校、農事研究所、大島
つむぎ関係の諸施設、食糧公社、漁業
組合等を視察し、米軍の奄美地区民政
府を訪問して、長官フリーマン中佐と
も面談をいたし、一応の調査を終りま
した。

大島の問題は本島だけではなく喜界
ヶ島、徳之島、沖永良部島、与論島に
もあることはもちろんであります。す
で、これらの諸島を視察すべきは当然
の必要でありましたが、何分にも国会
開会中でありまして、遺憾ながらこ
れを後日に譲り、本月一日名瀬出帆、
昨三日東京へ帰着いたしました次第でござ
います。奄美群島の実情につきまして
は、私の視察は前述のごとく本島のみ
にとどめましたので、これが正確な観
察断定は是非委員各位の直接の御調査

の結果にまかしたいと存じますが、同島
の問題については、皆さんは行政、財
政、司法、檢察を始め産業、交通、貿
易、食糧その他教育、社会問題に至る
まで、その大体はすでに島民代表の陳
情、政府当局の説明によつて御承知で
ありますので、私はこの際、このたび
の視察によつて感得いたしました諸問
題解決の基礎とも考えられます数点
についてのみ申し上げ、御審議の参考
に供したいと存じます。

第一は、奄美大島のこととは従来ただ
母国に復帰する二十二万の同胞、また
は自然に恵まれない数個の離島の問題
としてのみ取扱われていたのが、この
重要問題として取扱うべきであると
見て参つたのであります。すなはち沖
繩が容易に日本に返還せられない今
日、すでに朝鮮、中共の水域において
わが国と國際的な摩擦が起きており、
台湾にある中國議會は奄美大島の領有
権を主張して、日本復帰に反対を聲明
している事実、ことにわが国において
は海軍の復活を問題とせねばならない
情勢より見ますれば、この島こそはそ
の立地条件より見て、日本民族の再発
展のための重要な基地と考へらるべ
きものであります。この島の復旧が
あらゆる点において、新日本の将来に
大きな意義を有するものであること
は、かりに、もし日本の領土の南端が
鹿児島湾で打切られたままである場合
を思いみますれば、きわめて明白であ
ると信じます。従つて、私は本島の問

題をただ復旧同胞の喜び、また、鹿児島
島内の貧しき自治体の問題というこ
とで感傷的な一地方問題と考へるべき
ものではなく、この島の復興は新日本
の再建に通ずるという、大きな國家的
見地より考察すべきものであると申し
上げたいのであります。

第二は奄美大島といえは、ただち
に自然に恵まれない貧困な島である
と、島民みづからもまた他人もさう
に思うて来たのであります。私、今回
の印象は逆であるのであります。

もとよりこの群島が颱風の通路にあ
つて、毎年災害を受けること、水利の
便少き島のあること等は事実ではあり
ますが、その水産、農業、林産、畜産、
貿易、また大島つむぎの生産等の上
において発展の余地決してこれなきにあ
らず、むしろ将来大いに有望なもの
があると見て参つたのであります。漁場
の問題は申すまでもなくとて、漁場
の取上げも、これを増殖すること
によつて、現に年々日本へ輸入してい
る五億を越える台湾バナナを駆逐す
ることができるのであつて、砂糖きびの
増殖、砂糖の製造の増大はまた大いに
外国砂糖の輸入を制するに役立つこ
とは明らかであります。しかるにこの
島が従来貧困なるままに置かれて来た
のは、被占領時代の八年間は論外とし
ても、もとわが国の国力が盛大であつ
て、内外に大いに発展しておりました
がために、この小島の開発利用まで急
いでなすの要を見ず、従つてこれがた

十二月四日

町村の警察維持に関する責任転移の
時期の特例に関する法律案(加藤精

第一類第三号

地方行政委員會議錄第三号 昭和二十八年十二月四日

めに政府民間ともに多くの努力を払わなかつたことが、その原因にほかならぬのでありますから、私は、今やわが国が広大なる領土を失ひ、四面閉塞せられてゐる現状に堪へがみ、この島の産業の重要性を新たなる見地より見直す必要があると強調いたしたいのであります。すなわち本島開発の問題を、鹿児島県の一地方問題より、新日本復興の一環として、国家的見地より見直すならば、政府はまさに十分なる開発資金を支出すべきであり、しからばこの島は数年ならずして貧困の現状を脱し、進んで自立経済を実現し、産業上においても、母国日本のために、大いに役立つものとなるに相違ないと信ずるのであります。しかしてこのことは、戦前昭和十三年度において、すでにこの島の移出、移入のバランスがとれ、経済的に自立の能力のあることを実証いたしておるをもつてしても、いささかも疑うところはないと存じます。

第三には、結論として本島の開発方策についてであります。本島の諸問題を以上に見地から見直すといふことは、母国のとらねばならぬ道はおのずから明白であります。すなわち、一方には島民の自治自立の精神を高揚せしめ、みずからその故郷発展のために奮起努力せしめると同時に、他面、同島開発のために十分なる国費を支出し、積極的にその振興をはかることとであります。しかしてこれがためには、現に存するがごときなまぬるき離島振興法等にゆだねることなく、また昭和八年に政府が決定した奄美大島振興計画のごとき不徹底なる方策によることなく、新日本再建の基地としての

奄美大島を開発するの意図において、同島振興のための特別法を制定し、島民の要望に應じると同時に、国家的の要請の実現に邁進すべきであると思ふのであります。

以上視察により心づきました基本的な数点についてのみ、意見を申し上げた次第でございますが、本問題につきましては、復帰が正式に決定いたしましたあかつきにおきまして、皆様に御諮りし、相ともにその最善を思ひたいと存じております。御清聴を感謝いたしまして御報告を終ります。(拍手)

○岡田委員 大体お話をきつこうなことをだと思ひます。長い間見ておいてになつたことの御報告を聞きまして、さらに一つ、もしおわかりならこの機会に教えておいていただきたいと思ひますことは、例の奄美大島と沖縄との関係が、今度は復帰して参りますと、結局外国という形になつて参ります。従つて奄美大島から沖縄に参つて仕事をしております者が、全部外国民としての取扱ひを受ける、これは私は必然的にそうなつて来ると思ふ。そうなるに参りますと、これらの人たちの不便が相当あるのではないか。今までのように自由に行つたり来たりもできませんし、同時にまた貿易というか経済関係も、今までのように自由にならなくなつて来る。そこに奄美大島の復興に伴う一つの難点がでははないかと考へられるのであります。この点については何か解決策、あるいは住民諸君がどういふふうにしてもらいたいのかというふうな話でも、もし伺へたら非常にきつこうだと思ひます。

○中井委員長 お答えいたします。ただいまのお話につきましては、島民代表の諸君から私どもに、ある御陳情になつた一問題でありまして、奄美の人々が沖縄において、あるいは公務員として、また勤労者として多数働いてゐるのであります。ただいまの形勢をもつてすれば、うか／＼すると母国へ送還せられる、かういふように聞き込んでおるのであります。もしそういう事態が起りますと、御承知の通りの大島の現状でありますから、大島に帰つた人はただちにその職を失う、まことに不気味な状態に追い入れられるのであります。大島本島の人たちは非常に心配をいたして、私どもに對しましては、ぜひこの問題を政府を通じて、現に日米協議中であるから、そういうことのないようにしてもらいたい、その尽力を依頼されたような次第であります。本日私はこの問題を岡崎外務大臣に伝えて、その善処を要望いたしたいと考えておるわけであり

ます。

○床次委員 委員長の視察報告を非常に有益に拝聴いたしました。過般復帰に關する特別法を本委員会において決定いたしました際に、復帰の時期が遅れる場合には、復籍の時期が生ずるのでないかというところをおそれ、十分政府側に考慮していただくし、必要な対策をとるべきことを要望してあつたわけでありまして、その後日米間の交渉を見ておりますと、予定されました十二月一日ということ

は、すでに困難でございます。若干遅れて参つておるようであります。この復籍の期日の遅延によつて、地元の方

におきましては、いかうなる困難が生じておるか。またそれに対して政府がどういふような対策をとつておるか、あるいは対策を要すべきであるかというところに対して、委員長の御感想があらまするならば承りたいと思ひます。

なおきようは政府委員も来ておられますが、復籍の時期が大体いつごろになりますか。今日の交渉の経過から御報告いただければお願いしたいと思ひます。

○中井委員長 お答えをいたします。ただいまの問題も島民諸君から非常にやかましく心配をして述べられた一点でございます。私どもに告げられた事実によりますると、大体米國軍からは十一月分までの人件費だけは送つて来たさうであります。しかしながら一切事業、施設に關する費用は、送つて来ないというのが事実でありますからして、結局今現に民政府に勤めておる人とその他の人の月給だけは、辛うじて渡されまされども、もうすでに島民に對する一切の施設は中止の状態なのであります。それゆゑに島民としては、一日も早く正式復籍の決定されんことを、まつたく血の出るような気持ちで待つておるといふのが現状であります。この点についてはすでにこの委員会におきましても、先般床次さん初め皆さんからたび／＼これを心配して、政府に御要求になつておりました。諸種の事柄、現地においてはもうまさにその心配の通りの事実が現われておるのであります。これは何としても早く復籍を決定せしめる、そしてわが母國より島民のために金なり物なり、またいろいろ事業なりを与へるという

よりほかには道がないと思はれたのであります。

○床次委員 ただいま委員長の御報告によりまして、大体わかつたのであります。すでに予算の方にございましては、復籍善後費といふものはとつてあるわけでありまして、この善後費の使用法等に対しましては、現在日米の両委員会が交渉中だと思ひます。復帰前にありまして十分必要な措置はとり得るのではないかと申すのであります。この点に關しまして、特に政府に對しまして委員長御報告の結果でもあります。現地視察の体験から、十分附帯決議の趣旨に對する必要な措置をとるように、ひとつ政府に委員会として警告をしていただきたいと思ひ

ます。

○中井委員長 なおその点につきましては、委員会における御厚意による附帯決議を明示しまして、島民の代表の諸君にはよく申し伝えておきました。ただ／＼この上は政府の奮起勉勵にまつより道はないと思ふのであります。つきましてはこの際、床次さんからの御質疑に關する答弁を、石井南方連絡事務局長より承ることにいたします。

○石井説明員 先ほど復籍の期日の見通しについての御質問がございましたが、御承知のように日下外務省におきまして、アメリカ大使館とあるいは専門部会、あるいは相互の会を持ち、毎日々々夜おそくまで協議を續けておるような状況でございます。大部分の点ははや解決したように聞いておりますが、財政関係の問題で、若干まだ意見の一致を見てない点があるようでございます。現在のところ十五日の復籍は無理でなからうか、外務省におき

ましてでもできるだけ早い機会に意見の一致を見て、復帰の日にも年内といひましても、できるだけ早い時期に返還してもらふように、目下努力中でございます。

○床次委員 たいいま石井局長の御答弁であります。復帰期日につきましては交渉中であるという御答弁である。この点につきましては承知いたすのであります。復帰の期日が遅延いたしました。ただいま委員長から御報告のありましたごとく、現実に島民の生活において非常に支障がある。いわゆる善後対策といしまして、必要な施設がこの期間に講じられなければならぬのであります。この日米間の交渉の際におきまして、現実の生活に対する各種対策を講ずべきである。このことは折衝委員においでいただきにやつていただきたい。単に復帰の期日の議論でなしに、現実の対策について当然結論を出されてしかるべきものである。すでに十億の予算もあるわけでありまして、この予算を十二分に活用して遺憾のないようにしていただきたい。これが附帯決議の趣旨であつたと思ひます。もしもこういうことが交渉の話題になつておらなかつたならば、現地の事情を詳細に先方に説明せられまして、ぜひ必要な対策をとられるように切に要望する次第であります。政府としても十分その考えがあると思ひますが、重ねてこの点、政府の所信を伺いたいと思ひます。

○石井説明員 現在交渉しております中には、復帰の日以前の琉球政府の負担分と、以後の負担分についての問題につきまして、話し合いが進められておるといふことを聞いております。これは琉球政府におきましても復帰の日までは負担しなければならぬという原則的な考え方は持つておりまして、すでに継続事業についての経費、それから新規事業についても、これは大島の要求分よりも相当低いようでありまして、若干の配当を決定したようでございます。なお復帰後におきまして、前の経費につきまして特に考えなければならぬ分がありまして、それは復帰後にできるだけの現地の実情に即した支出をしてもらいたいというように考へております。

○床次委員 たいいまの御答弁きわめて形式的でありまして、私何いたいの、費用負担がいずれに属してもそれはかまいませんが、現実の困難を捨て置くといふことは許さるべきものではないと思ひます。現在の困難をどうしてやつて行くか、過去において生活補助費その他の問題もあつたと思ひますが、それが打切られておるために現在非常に困つておる。その当面の対策に対してどうするかといふことも、急務の問題でありますから、これは至急決定していただきたい。その費用の結末を日米のいずれで持つかといふことは、別個の立場に置いてよろしいと思ひます。現在において必要な仕事だけはやらなければならぬ。この仕事をやれるように交渉委員会においてひとつ御相談を願ひたい。これが非常に大切なことだと思ひます。ぜひこの点を強調して御交渉をお願いいたします。

○石井説明員 御希望の点は外務省に申しまして、できるだけ措置ができるように交渉を進めてもらうように申し伝へたいと思つております。

○中井委員長 たいいま外務省から申川アジア局長が出席されましたから、この問題に關しまして外交上御質問がございしますならお続けを願ひます。

○門司委員 それでは外務省の方針といひますか、経過について一応お聞きをしたいと思ひます。奄美大島の返還に伴つて、時期その他は今連絡局長から伺ひます。できるだけ年内に返すとの話だつたのですが、それに伴つてつ問題として、現在奄美大島の人たちで沖縄に行つておる、仕事をしておる人がたくさんあるそうですが、これらの人たちが大休送還されるんじやないかというのを聞いております。一万あるいは二万幾らと言われておりますが、もしその大部分の人たちが現状の奄美大島にお歸りになりまして、おそらく生活は困難であろうといふことは、だれにも想像のつくことだと思ひます。従つてあの小さな島にその生活の根柢を持たざる人が非常にたくさん歸つて来るということになりまして、これまたそのまま放つておくわけには参らぬと思ひます。従つてこれについて外務省は一体アメリカ軍当局との間に、どういふ話し合いを進められておるか、今日の状況をおきこの機会にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○中川説明員 沖縄本島方面におきまして奄美出身の人たちが、今度奄美がこちらに返りますにつきて、生活が急に困難になる、あるいは退去せしめられるといふようなことになりまして、その人たちの生計に影響するところ非常に甚大でございます。従ひましてわれわれとしましては、アメリカ側と交渉いたしております過程におきまして、これらの問題も提起しまして、先方の注意を促し、そのような事態をできるだけ起さないように考へてもらいたいと思ひます。先方もやはりその点については十分の理解を持つておるように見受けられます。もつともこれが、はつきり書いたもので、話し合いができますか、あるいは口頭の了解といふことになりまして、その辺はまだわかりませんが、実質につきましては先方でも十分の理解を持つておるよう、今までのところは見受けしております。

○門司委員 きわめて抽象的な答弁でありまして、何か何だかわからぬので、もう少しつづ込んでお聞きをしておきたいと思ひます。それなら日本政府としては、これらの諸君に対してどういふ取扱ひをすることがいいかといふようなことを、もし話し合いの間に要求されたような事実がございましたら御報告を願ひたいと思ひます。

○中川説明員 話の内容はまだ発表しないといふことに向うと打合せておりますので、具体的には申し上げかねるものであります。大体的の方針としては、要するに奄美出身の人たちで現在沖縄本島方面におります人々の生活を急速に変化せしめないといふことを要望しておるわけでありまして、それに対して先方も原則的にはこれを十分に理解を持つておるといふことは判明いたしております。

○門司委員 そのことは、沖縄本島にとどまる人の生活は、たいてい外国人でありましてもある程度の保障ができると思ひます。私どもの心配しておりますのは、送還された場合の問題でありま

す。これはアメリカが保障するといひましてもなか／＼そう簡単に保障できない。私どもが心配しておりますのは、外国人の取扱ひを受けたといひましても、多少いろいろ／＼な手続その他にきゆう／＼なものがあるいは出るかもしれないが、しかしながら、現実にあの悲惨な状態になつておる奄美大島に歸つて来て、食べるものもなければ、職業もない、従つて収入の道もないといふようなところに一万あるいは二万の人が送還されて来るということになると、その人たちの生活をどうするか、この点今の外務省の御答弁は抽象的なものであつて、沖縄本島に残された者はそういう答弁でいいと思ひますが、歸つて来た人の生活その他について十分の考慮が払われておるかといふことであります。

○中川説明員 たいいまの御質問の中で送還といふ言葉がございましたが、われわれは強制的に送還されることのないようにといふことは申し入れておるのであります。しかし／＼／＼な事情で、いわば自発的に歸りたいといふ人もあるかと思ひますが、それらの人の奄美大島あるいはその他の内地に歸りましてからの処遇につきましては、石井連絡事務局の方から答弁を願ひたいと思ひます。

○石井説明員 現在奄美大島出身の沖縄居住者が大体におきまして五万人くらいおると聞いております。そのうち公務員である者が、この間の調査のときに三百九十一名、それから軍の工事に従事しております者は、これははつきりした員数はわかりませんが、これも数方あるのじやないか。そのは

か、現地の沖繩で商業をやつたり、その地の事業に従事しておる者がございしますが、私どもも特に米側へどういう措置をするかということにつきまして、絶えず情報と関心を保持しておるし、またこれが急激な措置をとらないうちに、できるだけ従前のままに現地にその職業をもつてとどまれるようにということ、外務省を通じてお願いしてありますが、公務員につきましては、もしも琉球政府の公務員として逐次解雇するということがありますれば、できるだけ日本政府の機関あるいは府県庁にあつせんしたいと思ひまして、現在公務員の履歴書、あるいは希望先等も調査いたしております。

それから軍作業に従事しております者について、どういう措置がとられるか、目下のところ十分の情報を持ち合せておりませんが、もしも解雇されるところとなつたことが逐次出て来ますとしますならば、できるだけそのあつせんをして行かなくやならぬということと考へておきまして、外交折衝の進行状況とも関連しまして、その方策を立てたいと思ひております。

○門司委員 そうすると、生活に對して変化が起らぬようにするという局長のさつきの答弁から想像いたしますと、強制送還等はないということに解釈してさつつかえございませんか。

○中川説明員 強制送還等はないようにということ、先方に了解を求めております。

加えられるのは当然だと思ひます。それらの問題につきましても、御承知のように非常に困つております奄美大島であり、さらに大したのもない奄美大島であつて、言いかえするならば、ほとんどどこに行つておる人は、経済行為といつても大肉体的労働者の人が多いんじゃないかというように考へられる。そうなつて参ります場合に、これは外国人としての取扱ひの問題であります。アメリカが沖繩におる日本人を、今お話のようなことで強制送還をしないということになつて参りますと、身分はやはり日本人としての取扱ひを——私は今日のアメリカの国内法は十分知つておりますが、しかしアメリカの国内法がもし適用されるとすれば、日本人の働かざるそのまゝ入れて置くわけにいかないと思ひますので、それらの問題がやはり残されるんじゃないかと、われ／＼しうとなつたものに判断するのであります。従つても強制送還をしないということになると、その身分その他については、たとい一介の労働者にして特別な取扱ひをしてくれるものというように解釈しておいてもさつつかえございませんか。

○中川説明員 お説の通り、日本人とすることがはつきりいたすといひますか、要するに琉球政府の管下でない、日本人とすることがはつきりいたしなかつた、おのづから琉球におきまふ法制上その他各種の制限が出て来るんじゃないかと思ひますが、それらの制限は制限といひましたが、それらに制限の結果急速に生活状況に変化が起ることのないようにしてもらひたい

ということ、先方に申し入れてあるわけでありまして。先方も主として原則是に、それらの点につきまして理解を保持しておるというふうに見受けております。

○床次委員 先ほど南方局長にも伺つたのでありますが、復讐の時期が大体十二月一日と予想されて、従来のアメリカ軍政府等におきましては、今日まで人件費は引続き支出しておるようでありまして、事業費等はほとんどこの数箇月中断しておるということ、何つておるのではありません。そのために必要な労働者が入らないために非常に失業者ができておつて生活に困つておるという事実も聞いておるのであります。また復讐の時期を予想いたしました、為替の切りかへ等がありまふために、必要な物資の購入もある程度までここで中断されておる。従つて物資等におきましても相当困難を生じて来るんじゃないか、あるいはすでに困難を生じておつたと思ひますが、そういうわけで現在の島民の生活は、相当憂慮すべきものがあると予想しておるわけでありまして。また事実相当困難しておられる様子を見て来られたのであります。でこれらに對しまして私は強く要望いたしたのであります。過渡期の国会で成立いたしました奄美群島復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律制定の際の附帯決議において、復讐前後におけるギャップに對して十分なる手当をしてもらひたいといふことを、強く要望いたしたのであります。現在の両交渉委員会の折衝におきまして、この現実の困難を打開するところの方法をそれ／＼おとりきめを願つて、そうしてただちにこれを實施していただきたいといふことを要望いたしたのであります。これがはたしてどういふふうになつておるかといふことを承りたいのであります。必要な経費の負担等につきましては、両国政府がおの／＼責任分担をきめられることと思ひますが、金の責任分担よりも現実に必要の仕事をただちに実施してやらなければ、島民としては非常に困るのであります。とりあへずの責任者をきめてもらつて、そしてこの数日と申しますか数日の必要の経費をやつていただく、その必要の経費の負担は両方の協定にしかるべくきめていただくことが必要と思ひます。何よりも先に現実に必要のもの、あるいは施設だけは今日やらざるを得ないと思ひます。これに對して外務当局は今日の日米兩國の折衝において、どういふふうによつておられるか、ぜひこの点についてはつきりとした折衝をやつていただいて、ただちに遺憾のない処置が講ぜられるように、日本政府がやるにしてもあるいはアメリカ政府がやるにいたしましても、とにかく必要な施設だけはこの際講ぜざるを得ない、かように私どもは認めておるのであります。なお将来の食糧確保等の問題から申しますと、過渡大きな早害があつたわけでございます。その対策も十分でないといふことを承つております。来年以後の食糧問題についてもこれは緊急を要するものと思つております。こういう措置につきましてひとつ十分折衝委員会におきまして具体的な方法をきめて、ただちにこれを實施してもらひたいといふことを私どもも要望いたしたいのですが、外務当局の御意見をお聞きしたい。

○中川説明員 ただいま御指摘の点まことにごもつとな点であると思ひます。今先方と交渉しております。根本的な考え方といたしましては、ある時期に行政権を移すか否かという点になります。その日まではアメリカ及びその下にあります琉球政府の行政が間断なく行われており、その協定の日からは日本の行政権が全面的にそれにとつてかわるという考え方をしております。と同時にそのようないわば宙ぶらりんな期間があまり長くなりまふと、今でもそういう事態がすでに起つておるわけでありまして、まず／＼金融その他の経済活動に影響を及ぼすところが大きくなりまふので、その切りかへの時期をできるだけ早くしたいといふ気持ちで双方とも努力しております。従つて日本側といたしましては、その切りかへの期日までには十分の準備をしておきまして、その期日以前に相當の期間をもつて現地に参りまして、その期日が参りましたら遅滞なくすべての行政を引継ぐことができるように十分な資金等を持つて行つて準備しております。さういふ考えでやつております。さういふわけで双方ともできるだけ早く切りかへをしたいといふ気持ちにおいては一致しておりますので、この方法をもつてある程度支障なくやれるのではないかとこのように考へております。

○床次委員 行政の切りかへが行われてから万全を期されることは私は當然だと思ひます。しかし行政の轉移が行われない前に、住民が非常な窮迫に陥りましたならば、それに対して何らかの措置をしなければならぬと思ひます。この点に關しましては厳格に行政の切

りかえを主張されるなら、当然アメリカ政府の責任である、私は不当なる取扱いに對しましては、十分日本政府がアメリカ政府に要求してしるべきものだと思ふ、過去の取扱ひについて、これはいまさら論ずることにつきましてはいろいろ問題があるかと思ひますが、現実生じておる窮迫ということに對しましては、要求すべきことは當然遺憾なく要求すべきものだと思つておるのであります、この点外務省のお考え、ただいまの御答弁では私も非常に納得ができません、すでに両方の交渉委員が出ておるのでありますから、これはアメリカ政府の責任であるべきものだ、アメリカ政府に十分やらすべきものだ、アメリカができないならやむを得ませんから適當な方法を講ずることでもいいと思ふのであります、まずそういう建前でありませうならば、現実に生じておる不都合だけは、当然アメリカ政府に要求してしるべきものだ、これは正當なる要求だと思ふのです、ぜひ外務省としてひとつその点積極的な活動をしていただきまして、住民に對して迷惑を生じないようになお願ひする次第であります。

とお委員長の御報告があつたのであります、かつての島民に對するガリオア資金のごときも、今日の返済に對しましては住民は非常な迷惑をしており、各方面に混乱を生じているようであり、かかることは当然私は解決すべきものである、しかし將來において解決されたのではこれはむしろ現在の役に立たぬ、現在の混乱に對しましては、政府といたしましてはつきりとした態度を示しまして、その救済に當るといふことがほんとうに必要だ

と思ふのであります、外務当局の御所見をこの際承りたい。

○中川説明員 御説の点まことにごもつとも存じます。私もアメリカ側に對しましては、十分たゞいま御指摘の点は注意いたすことにいたしたいと思ひます。

○北山委員 だいたいの御質問に關連しますが、ガリオア資金の返還ということのお話がありました、そういうような要求をアメリカ側が交渉中にこちらに要求しているかどうか、先ほど折衝の途中で財政上の問題等についてまだ意見が合わないというようなお話があつたわけであり、それでたゞいまのガリオア資金の返還というやうな問題が、いわゆる財政上の困難と言ひますが問題となつておるのじやないか。そういったしますとこれは相當にむづかしい問題じやないかと思ふ。というのはこれをいかに処置するかというところが、日本の對日援助のガリオア資金なり、アロア資金というものの処置と、やはり關連するのではないかと、やうに考へますから、そういうやうな交渉が一体向うからあつたか、どういふふうな経過になつてゐるか、この点御説明をいただきたい。

○中川説明員 先般先方と交渉してあります項目の中に、財政關係の問題があることは事實であります。しかしこの問題はガリオア資金とは直接關係はないと思つております。主として通貨切かえその他の措置が今検討の對象になつております。

○大石委員 あなたはアジア局長ですが、私もよくお尋ねしたいのです、この問題はいふゆる問題になつて

いるコロンアイゼーション、マツカラン法とどういふふうな關係があるか、これが第一点。第二点はどういふふうな人がこちらに歸つて来て非常に生活苦に追われておる、それをどういふふうにしただらうか、この二点についてあなたのお考えをたゞししておきたい。

○中川説明員 今回奄美大島の返還とアメリカの移民法との關係がどうなるか、これは奄美大島の住民あるいは奄美大島籍の人たちで、現に琉球本島方面に來ておられる人、これらはいずれも日本内地におられる人、それらはいずれも日本内地の人たちと同じ地位になつて日本内地の人たちと同じ取扱ひを結局受けることとなると思ひます。しかし先ほど御説明いたしましたやうに急激な変化は起さないやうにしようことを申し入れてありますので、その点は先方も理解を待つて処置することと考へております。なお向うから内地あるいは奄美大島等に歸つて來る人たちは、この人たちの措置につきましては、たゞいま石井局長から御説明いたしましたやうに、政府といたしましてはできるだけの準備をして、支障あるいは困難のないやうにしたいといふやうに考へております。

○西村(力)委員 復帰に伴つて、奄美大島の軍事基地の問題、そういう点も当然交渉に上つて來ると思ふのです、が、そういう範圍とか、それから現在日本内地につくられてゐる以上の何かがあるかどうか、この点については妥結したやうなぐあひに聞いております、かお伺ひしたい。

○中川説明員 奄美大島におきます行政、立法、司法の三權が、日本に完全に復歸いたしますれば、自然に奄美大島地域自体は、現在日本がそれによつて規制されておりましたところの安保条約あるいは行政協定というものの適用範圍になるわけでございます。従つて、同地域におきます軍事施設、軍事協力の問題は、現在の安保条約、行政協定の線によりまして規制されるといふことになるわけでございます。

○大矢委員 そういうことになるから、台湾が非常に心配して、何か新聞によると、横やりを入れてそれで遅れてゐるということである。われわれは十月、十一月、おそらく十二月一日までにはちゃんと事務折衝が終つて返還されるのじやないかというのを希望しておりましたが、どうも遅れる。そこで私は、今、新聞に出ていたやうに、台湾政府からそういう横やりが入つてゐるのじやないか、それから見通しとして、いつごろまでにこの問題が妥結して、完全な復歸ができるのかといふことをお伺ひしたい。

○中川説明員 返還時期が初めの予定よりも遅れておることは事實で、まことに遺憾であります、これはアメリカ側の方の準備が遅れた關係だと考へます。なお、それに國民政府の方の抗議の言動というものが影響してゐるかどうか、これはわれわれとしては判断の材料がありません、が、おそらくさやうな國際的關係から遅れたものではなないのじやないか。アメリカ政府内における事務上の手續から返還時期が遅れて來てゐるのじやないか、こういうやうに考へます。なお、返還時期につ

説明があつたかと思ひますが、われわれとしてはできるだけ早くということに努力しております。おそらくとも年内に実現したいと考へております。

○中井委員 それでは奄美大島に關します問題は、一応この程度で終了いたしたことにいたします。

なお、この際お諮りをいたしますが、日程を追加して、本日本委員に付託されました町村の警察維持に關する責任轉移の時期の特例に關する法律案を議題といたしたいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

○西村(力)委員 この点について理事會でちよつと話し合ひもありましたが、十分な話し合ひもありません、また私から言ひますと、この法律案を拝見しますと、これは特例で出すべきものではなくして、警察法本法そのものの修正をすべきである、かやうに考へられるわけであり、本法でやるべきことを特例で一時しのぎでやるということ、これは黨の立場を離れまして、國會の立場上相當吟味する必要があるのではないかと、こゝろ思はれる。そこで一應付託して理事會を開いて、この問題の取扱ひ方をお話し合ひ願ひたい、かやうにお願ひしたいのであります。

○中井委員 実は委員長といたしましては、この問題上程については、理事會において大体御了承のあつたものと存じ、たゞいまお諮りをいたしたのであります、たゞいまの御意見によりまして、初めてしからざることを承知いたしました。よつて本委員会はこれより暫時休憩いたしまして、理事會を開催いたします。

午後三時十五分休憩
午後三時二十八分開議

○中井委員長 再開をいたします。

先ほどお諮りをいたしました町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案を議題といたすことに御異議はございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、本案を議題といたします。まず提出者よりその提案の理由の説明を聴取いたします。加藤精三君。

町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案

町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案

警察法（昭和二十二年法律第九十六号）第四十条の三第六項の規定に基づき警察維持に関する責任の移が行われることに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の移の時期を同条第八項に規定する時期より繰り上げた旨を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、その承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の移は、同条同項の規定にかかわらず、その承認のあつた月の翌月一日に行われるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律（昭和二十八年法律第七十六号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律（昭和二十八年法律第七十六号）は、廃止する。

○加藤（精）委員 今般提案いたしました町村の警察維持に関する責任移の

時期の特例に関する法律案の提案の理由並びに法案の概要を申し上げます。概要と申しましたが、お手元をお持ちにならない方があるかと思ひますので全文を朗読いたします。

町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案

警察法（昭和二十二年法律第九十六号）第四十条の三第六項の規定に基づき警察維持に関する責任の移が行われることに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の移の時期を同条第八項に規定する時期より繰り上げた旨を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、その承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の移は、同条同項の規定にかかわらず、その承認のあつた月の翌月一日に行われるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律（昭和二十八年法律第七十六号）は、廃止する。

御承知の通り警察を維持する町村は、住民投票によつて警察維持の責任を移することになつてゐるのであります。警察法第四十条の三第八項の規定によりますと、十月三十一日まで警察維持に関する責任の移が行われることに決定した旨の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日にその責任の移が行われることとなるのであります。

以上が、この法律案の提案の理由並びに概要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○中井委員長 質問がございますれば、この際これを許します。西村君。

○西村（力）委員 党の立場を離れて、特例法案の性格についてどういふか、いかに考へておられるか、衆議院法制局関係の人に聞いてみたいと思ひます。

提案をされる側といたしましては、十分にそれに対する見解を持たれておると思ひますが、この前の責任移移の場合を見ますと、時期と範圍はつきり

と限定されておる。しかるにこのたびの場合は、全然そういう限定がなく将来性を持つものである。そういうところからいつて、特例法案として提出することはどうかと思ひます。それで提案者は特例法というものをどういふぐあいに考へられておるか、御答弁願ひたい。

○加藤（精）委員 お答えいたします。自治警察の廃止のあひは設置につきましたは、相当の町村は十月三十一日の法定期限までに住民投票を終つた。これは翌年四月一日から責任移が行われることを予想して住民投票をやつたわけでありまして、またそれが法律の定める正当な順序であることは御承知の通りであります。しかしながらすでにある町村が警察を国警に移管することとをきめたとなりますと、従来の例によりますれば、いつまでも不安定な状態で推移することは、警察士気の維持その他につきまして、となく問題になりやすいといふような事情もあるようでございます。この十月三十一日の法定期限までに住民投票の終つたものうち、特に希望するものがあるならば、この新しい法律によつてその移の時期を早めてあげようという趣旨でありまして、全部が全部当該町村が希望せざるにかかわらず、責任移の時期を無理に繰り上げるものではないのであります。そういう意味におきまして、四十条の三の特例をなすという形になるものかと思ひます。われ／＼提案者といつたしましても、この点法律の一部改正にするか、あるいは特例法にするかといふことにつきましては十分研究したのであります。となく警察法の改正といひますと、十五国会以

来天下を騒動して、政治上の大問題になるような傾向あるにかんがみて、おとなしく特例法と出たわけでありまして、御了承を願ひます。

○西村（力）委員 具体的なききてゐる事情について、何とかしてやりたいという気持はわかりますが、一般論として特例法は、国会の権威にかけて、制定されるにはやはり一つの範疇といふか、そういうものがあるのではないかと思ひます。これを何もかも特例法でやることはどうか。これは今起きている問題だけを解決するのではなくて、将来にわたつて効力を持つて行くのであります。これを特例法に持つて行くのは政治的な配慮からでしうけれども、私は、その点について非常に疑義を持ち、反対をしておるのであります。やはりこれは一府法務局関係の人に來てもらつてお聞きしなければならぬ問題であると思ひますので、この点委員長にお願ひして、これに対する質問は終了します。

○中井委員長 北山君。

○北山委員 たしか前回小竹町の責任移に関する特例の法律を出したとき、当委員会におきましては、このやうなことは好ましくないことであるから、今回限りであるといふ附帯決議をつけようといふことである。研究をして、その結果、決議としては形式上うまくなから、委員長報告において、今後はこういう特例をやらないといふことをうたうといふことで、委員長報告の中にそういう趣旨が報告されたはずであります。そういうふうな今までの経緯にかんがみまして、提案者として、そのやうなその当時の事情を無視して、新たに特例を出されたこと

に關する御感想を、この際はつきりと述べておいていただきたい。

○中井委員長 たいだいま北山さんのお説の中に、委員長に關する問題がございまして、ちよつと私より釈明をいたしておきます。さきの国会におきまして、小竹町の責任移の問題がございましたときに、お説のごとき御意見がございました。この特例案は再び委員会において出さないうようにしたいとの御論議のあつたことは事実であります。しかしながらそれにつきましては、そういう趣旨の報告は、委員長といたしましては本会議においてはいたしていいのであります。なぜと申しますと、その問題について再び特例を出さない趣旨の委員の御意見を確定的なものとしたことは、結局国会の立法院としての権限をみずから束縛する結果にもなりますので、御論議の趣旨については敬意を表しましたけれども、結論からすればそれはかえつて重大な問題をおこすおそれがある、かように考えましたので、委員長としての報告には、御論議のような趣旨の報告はいたしてはなかつたのであります。それから、その点は誤解のないように御了承をお願いしたいと思います。

○加藤(精)委員 たいだいま北山さんからまことにごつともな御意見、御質問がありまして恐縮いたしておりますが、法律論はなるほど委員長さんのおつしやる通りで、またその法律論によつて国会の議決権の制限云々のために附帯決議を削除したばかりであつて、実質的にはもうやめようということとを、われ／＼の委員会がきめたいきさつは、私もよく存じているのであります。また国家地方警察本部といった

しましても、そのつもりで地方を指導しておつたようでありますが、そういうおつけないおつけないを警察移の時期の特例について、われ／＼関係者一同が持つてゐるにもかかわらず、それでもまだ続々と希望が出るということ、いかにか町村財政が逼迫して、おいて、早く区切りをつけたという願望が盛んだかということの証明にもなるのじやないかと思はれるのであります。そういうふうなかわいそうな状態でございますので、理論は理論といたしましては広く国民の輿論を聞き、また国民の希望を聞くのが国会の一つの任務である点にもかんがみまして、特にこういう便宜をはかつてやることのできるのではないかと、そういう空気が理事会でも相当あつたというふうに見えて、われ／＼の提案になつたやうな事情でございますので、その点重ね重ね特に御了承得たいというふうに考へております。

○北山委員 現在の警察を維持している町村が、このやうな警察をやめて国警に移すというやうな決議をしてくれということは、その原因においてやはり財政上の理由が大きいのではないか。その財政上の原因は、やはり町の方で平衡交付金やその他もつて十分警察費を見ておらない、心配してやらないということに原因があるのだから、私もほとんどはそれかといへば、このやうな決議が次々行われて、そのたびに特例法で、これを処理して行かなければならぬというやうなことでなくて、むしろ財政的な措置を十分しつて、やはり自治体警察というものの精神を守つて行くことにした

いと思つておりますが、その点につきまして提案者はどういふふうにお考えになつておられるか。

それから委員長さんの先ほどのお話をございしましたが、私も委員長報告に對する記憶は確かではございません。そのやうな印象を受けておりますので、たしか報告の中にはそういう決定であるということではなく、そういう意見があるということが入つておつたかと思ひますが、これは別に大した問題ではございませんからその程度でけっこうでございます。

○西村(力)委員 その点について國警側にもちよつと質問したいのですが、一月一日から國警に移れば、それに対する費用は國警の方はどういふやうに考へていただけるか、やはり指揮下には入るけれども、金の面は来年の三月までお前の方で見ておれ、こういうふうな言われるのか、また去年のやうに國警の含み資産でまかなうというやうなぐあいにはやられるのか、そこをちよつと関連してお答え願ひたい。

○加藤(精)委員 北山さんの方からの御質問がありました。現在町村自治警察は、平衡交付金内に警察の経費に對しまして十分な数字を見せておらないために、こういう問題がとかく起りがちであるという点、並びにできるだけ多く平衡交付金の基準財政需要額のうちの、単位費用を認めるべきじやないかという御意見につきましては、私たちが一同これは常に主張しておるところでございます。しかしながら國家財政の關係上、あるいは市町村教育委員會の經費の点その他の点につきましても、とかく十分その実質經費を支弁するに足りない単位費用等しか計上せら

れておらないのでありまして、これらを改善することは市町村活動のあらゆる需要に對して、相当必要な事項であるといふやうに考へるのでございまして、市町村の財政需要額の増額、すなわち財政規模を増大せしめて、今日行われようとしておるところの地方税制改正等のごときものは、あまり大した意味がないものだということを平素痛感いたしております。しかしながら日下の事情としてそういう点が急速に改善できるとは思つておらないのであります。その点は非常に残念でございます。

○田中(力)委員 國家財政の窮乏等を資金運用部資金等の關係によりまして觀察いたしましたけれども、なか／＼容易ならざる事態であることを感じるものであります。この際より弾力性のある國家財政の部面においてございまして、なおしのぎいだらうと思ひますが、町村財政の現状では非常に遺憾なことであるけれども、財源の關係等より維持困難になつていふ実情も認めなければならぬと思つてございまして。ただそればかりではなく、一般に平衡交付金の關係を離れまして、地方の財政並びに自治体住民經濟の困難から、あるいは地方税の伸びが思うやうでなかつたり、あるいは納税成績が十分でなかつたり、あるいは納税の滞り、困難をしておる事情のある町村も相当ありまして、最近町村自治警察の廃止を考へておる町村には、あるいは炭鉱鉱山等の不況とか、その他諸種の事情が発生した結果、特に維持が困難になる面もあるやうであります。かれこれ考えますと住民投票の消んだ自治警察等におきましては、住民の希望に従ひまして、ある程度時期を繰上げて、その要望に沿

うてやつた方がいじやないかというやうに考えまして、提案しましたやうな事情でございまして、御了承をお願いしたいと思つております。

○柴田(明)委員 たいだいま西村さんの御質問の中で、この法案によりまして警察の財源、轉移の時期が繰上つた場合の經費をどうするかという点につきまして、お答えを申し上げたいと思ひます。この法案によりまして警察移の時期が繰上りました場合におきましては、國警としては、当然これを受け入れる義務を生ずるわけであります。その場合の定員の措置は、同じく警察法の中の条文や、國家行政機關の定員法によりまして、その廃止の決定した日における町村警察の定員は、國家地方警察の定員外としてふやすという規定があるのであります。その場合の、承認を与えました町村の定員が、事後は國警の定員外の一つの定員としてふえまして、それに対する給与その他を支拂う、すなわち受入れの義務を生ずるわけでございまして。その經費のこと

でございますが、たいだいま西村さんからは、一月からの經費をどうするかというお尋ねでございまして、今回御提案になつております法案によりまして、承認のあつた月の翌月一日からという一般的な規定に今度はなつておりますので、今の御質問も、たとえば十二月に承認した場合に、一月からの經費をどうするかというお尋ねであるかと思ひます。たいだいま申し上げましたやうに、その定員だけが國警のようになります。この關係上、この經費は当然まかなわれなければならないことになるのでございまして、その經費が特別な財源措置を要します場合におきまして

は、政府といましては、あるいは予備費とか、あるいは補正予算の機会とかがあれば、補正というようにことによりまして特別な財源措置を講ぜなければならぬように存じます。ただ、もしその承認を与えまして町村の定員の数もきわめてわずかであります。既定経費の中におきまして特別な財源措置をさらに加えなくてもまかなつて行けるというように、その経費がわずかの場合におきましては、特に財源措置を設けなくして、既定経費の中できまかなう場合もあるかと思ひます。それでは、あるいは予備費の支出でありますとか、補正の機会とかいうことによりまして、財源措置を講じて参るべきものであると思ひます。従前の具体的、幾たびか例がございました。いました国会の御提案にかかる特別法によりまして、従来、本年の一、三月の例を除きましては、補正予算におきまして、その財源措置を必ず大蔵省が講じ、国会で御協賛を得ておる次第でございます。

○西村(力)委員 それはわかつておることなんです、今具体的にふやしてもらいたいのことが出て来ておるのですが、そうすればこれだけの人間を抱えなければならぬということになれば、どういふ方法でやつたらいいかということ、大体見通しを持つていらつしやるかと思ひます、これから十二月中にまだあるかもしれませんが、これだけはとにかく確定しておるのじやないか、こう思う。それについてどういふ考えを持つておられるか。

○柴田説明員 現在御提案になつておりますこの時期までに、本年の九月一

日に前回の特別法の繰上げの時期がございました以後、町村におきまして住民投票をやつて廃止が決定しておるものは、今お手元にお持ちのように九箇町村、それから住民投票はまだやつておりませんが、廃止を住民投票に付する旨を議会において議決した町村が一箇所、それを合しますと十箇町村が、現在のところ該当があるわけでありまして、この法案の形は将来の特別法でございますが、一般的な形になつておりますが、現在出ております町村がごとく繰上げたということを決して一回の適用がある時期の財源措置をどうするかという御質問のように承ります。大体この十箇町村くらいにもし終りますれば、定員の関係では、日光も入れまして、約二百人見当の職員だといふふうに考へております。精密な計算はまた御要求があれば出します。が、大体一箇町村平均二十人強くらい、日光はやや大ききうございまして、少しはしたが出るかと思ひますが、大体二百人くらいの職員であると思ひます。そういたしますと、これが二十八年度予算の中で一月からまかなわれなければならぬ人件費と、それからその職員が動くに最小限必要な旅費物件費といしましては、大体計算いたしまして、一、三月の間に八、九百万円の予算があればまかなわれるかと思ひます。これは二百人程度といまして、かりに端数等が出ましても大差はございせん。この程度のこととでございます。一、三月の間の八、九百万円の経費ということとでございます。人件費につきまして

は、先ほど西村さんから、そういうふうにもやるのかというお話がございましたように、特に予備費の支出というふうな財源措置を見ていただかなくとも、これはいつもこのような法案が出ます際に繰返して申し上げますように、警察官が年々退職いたしますために、その減耗補充をいたしますために、募集をし、教育をし、欠員を補充して、常に定員だけの警察官が充員しておることを理想といはしますけれども、何分にもあらかじめ退職を予想して六箇月前から採用いたして参ります関係上、予算を超過しないようにしなければならぬ関係上、きわめて僅少な欠員といたしましては、どのような世帯でもあるのでございまして、特に警察の場合におきましては、六箇月の教育期間があります関係上、若干の欠員というものはあるわけでございます。その割合は、百分の一すなわち一%には達しない程度の数字でございすけれども、そのような欠員の予算というふうなもので、この程度の人件費はまかなつて行くことが可能であるかと存じます。もし年末までにかりに多数の町村が、さらに多数の町村が住民投票で廃止を申請して来た場合にどうするかと申しますと、その金額が非常に大きくなれば、これは当然予備費の支出といふようなことをお願いしなければならぬような場合もあるかと思ひますけれども、この法案は内閣総理大臣の承認があつた場合ということになつてゐるのであります。この承認の意味は、おそろく御提案者の意味は、前々回の法案にもございましたように、そういう予算措置ができないというふうな

場合には、この承認つまり十二月になすべき承認を、いよ／＼となれば三月まで延ばして、四月からなら予算措置ができるというふうなことで、承認のいかんによつて適当に措置ができるような含みをお持ちになつてゐるものであると推察する次第であります。

○滝井委員 今のことに関連します。今、総務部長さんの御説明では、一%くらいの欠員が予算上現在ある、従つてこのくらいの人員費ならばまかなうことが可能であるという御説がありましたが、今度提出されておる二十八年度の第二次補正予算の中に、約一千八百八千円くらいの転入の予算が計上されておるのです。そうしますと、そういう予算上すでに現実に一%くらいの経費が余つておるということになれば、ここに一千万円の前算を第二次補正予算で計上する必要があると思ひます。これは当然警察の転移に伴う予算が総理府の中に計上されてゐる。そうしますと、それとの関連は大体どうなるのですか。

○柴田説明員 既往におきましての定員が繰上つた場合の経費は、すべて補正予算でまかなつていただくようにお願いいたしてゐるのでございますが、人件費が最後の結果におきまして余れば、それはほかに使うことはできないようになつております。結局全部お返しするといふ建前になつておりますので、予算の場合には、最後に至るまでその必要な経費を計上してお願ひいたしますが、最後まで月給を支払うようになつた場合のために必要な機関の必要な人件費は、ちやんと各官庁ともございすけれども、最後に余る場合には、不用額として、全然流用等ができる

ません。返さなければならぬ経費であります。従ひまして今の補正予算でお願いしておる額がなければ心配だといふ額でございすので、当然に見ていただかなければならぬと思ひますけれども、余つたときは——ということ、必ず各省庁とも余るのであります。余つたときには不用額として立てるといふことになつておりますので、その点は同じことではないかと思つております。

○滝井委員 そうしますと、たとえば当然確定な人権費として総理大臣の承認を受ければ、人権費として食つて行くということになる。それが今あなたの御説明では、一%の欠員があるもので、予備費をお願いしなくてもまかなつて行けるだろうということになる。この計上されておるものとは矛盾をして来ることになるのですが、当然これは予備費が何かをお願いをして、やはりはつきり確保しておくべきものではないかと思ひます。それが、そういう論理が通るとすれば、当然この一千万円余りの予算の中から残つておる人権費といふものを、現在欠員が一%あるといふことが確定であるならば、その分を落したものをここに要求すべきであつて、その分をそのまま含ましておいて要求をして行くといふことは、これは予算の要求の仕方としては、少しおかしいような気がするのです。

○柴田説明員 御質問の趣旨はよくわかりました。一、三月中に確定にこれらの経費が余るといつたようなことが断定できますれば、補正予算で何がしものをお願いしておるものの中から、八百万円なり何なりものはいら

ないりくつじやないか、こういうお話
だろーと思ひますが、これは一%の欠
員が現在あるということ申したわけ
でもありませんので、財源措置が、こ
のような法案が通りまして定員がふえ
ますれば、これはどうしても必要だ。
むろん補正予算というものは約束でき
ませんでしょうが、補正予算の時期が
あれば補正予算にするのも一つの方
法でございますし、予備費で支出するの
も一つの方法でございます。大蔵省が
国警の予算をその際にしさい検討し
て、これはできるならば予備費の支出
を見ないで三月までやつてみる、もし
足りない場合には予備費でもらうから
出してくれという、こういうすべて条
件付の話なのであります。私の管弁
もそういう意味でありまして、まず
見直しと申しますが、この十箇町村
の場合どうするかという西村さんの御
質問でございますので、この程度で二
百人分——えらい商売人のように勘
定したわけでありまして、二百人くら
いと申しますが、見直しとしては足り
なければ、最後に予備費で見てもらわ
なければならぬことは当然だけれども、
まず、今までの経験でいへば、
特に予備費を見てもらわなくても済む
のじやないかということ、今見直し
で申し上げておるということ、今見直
したのであります。御質問の趣旨は
まことによくわかりました。御了承願
います。

○北山委員 総務部長にお伺いしま
す。実はこの前の国会でも問題になつ
たのですが、警察、特に国警の場合、
地方でもつて予算が不足のせいかどう
かわかりませんが、警察の協力会とい
うような外郭団体をつくる、そういう
団体をつくらないでも、地方民から寄
付金をもらつて、そうして駐在所やそ
の他内部のいろんな費用に充てておる
というような例を聞くわけでありま
す。私も、私の方の郷里の地方で相当
に質の悪いそういうふうな事例を知つ
ておりますが、これは自治体警察とそ
れから国警とを比較した場合に、この
問題について自治体警察ではそういう
ような費用については、割合に融通性
をもつて自治体が世話をやいてくれると
いうような関係からして、そういうよ
うな外郭団体をつくるのか寄付をもら
うとか、そういう例が少いのか、かよ
うな印象を受けておるわけでありま
す。そういたしますと、このような町
村の警察が決議によつて次々に国警の
方に移管される。そうすると今までは
町の警察が住民から寄付をとらなかつ
たものが、国警になつたために、今度
は協力会をつくらうとし、あるいは寄
付をもらわなければならぬというふう
になれば、少くともその部面において
は国警になつたために、私はいろんな
悪い結果が出て来ると思ふのです。そ
ういふことがないようにする自信があ
りかどうか。この問題は別にいろいろ
な調査をして、警察が地方民から寄
付をもらつておるというやうな問題に
ついては、別の機会にこれをお聞きし
たいと思つておるのですが、この警察
定員に關係してその点について自信が
あるかどうか、その点をお伺いしま
す。

○柴田説明員 ただいま北山さんか
ら、寄付の問題と、この法案の実施に
關連して自信があるかというお尋ねで
ございます。一般的に警察、ことに国
家地方警察の場合に、地元の町村なり
民間から、警察費で当然まかなうべき
ものについて、寄付をとるやうな例が
ありやしないか、そういうやうな例も
聞いているというお話でございますが
が、國家經費が財源不足のためにす
みに行き届かないというところの反作
用といたしまして、やもすればそう
いう寄付というやうな問題について、
全部が全部ではございせんが、とき
折好ましくない事例を聞くのでござい
ます。これについてはいつも私も自
問いたして、その点は當然警察費でま
かなうべきものは警察費でまかなつて
行く、無理をしてはいけないうこと
とを繰返し指導して参つておるのであ
ります。また毎国会この種問題につ
きましては、とき／＼御注意なり御忠告
を受けてまして、反省の資といたしてお
るのであります。なお完全にその跡を
絶つたということを、ここに明確に申
し上げることができないということに
つきましては、はなはだ遺憾に存じま
す。しかしながら従前から見ますな
らば、できるだけ予算をとる、ことに
この予算を民間に転嫁しやうし第一線
の經費に充てるやうに、警察本部より
は警察署、警察署よりは駐在所、派出
所の經費を少しも十分に提供もらう
やうに、國警といたしましては、年々
予算の折衝の際に、大蔵省の方にも第
一線の經費に充當することをお願いし
て来ているわけでありまして、その結果
第一線の經費につきましては、全体の
予算がそれだけふくれません場合に
も、やや改善の跡を見ているわけでご
ざいます。また理想なところまで至
つておりません。そういう点からいた
しまして寄付等の事例につきまして

も、漸次改善されつつあると思ひます
けれども、なおその跡を絶たないとい
う点につきましては、御指摘を受けて
おる通りでございます。これについて
はただいまの御注意により、また御注
意がなくとも、常日ごろやかましく申
しておることでございますので、この
際職責を加えて参ると同時に、予算措
置等については、私もさらに努力を
いたしたいと存じます。結局費用が足
らないというところから生れますの
で、どうか國會の方面におかれまし
て、警察費についての御理解を賜わ
らんことをお願い申し上げる次第であ
ります。なお具体的な事例がございま
したならば、ただいま申し上げましたよ
うに、目に余るやうなものにつきまし
ては、御忠告いたさしますならば、具
体的に調査もいたしたい、誠意をもつ
て解決いたすやうにいたしたいと思
っております。

なこの法案の成立について今のよ
うな寄付問題が起らないかということ
につきましては、ただいま經費の問題
についてお答えいたしましたやうに、
当然財源措置を講じなければならな
い。財源措置を講じないで済むとい
う場合にも、その金がある場合がある
というの、一つの財源措置の方法でござ
いますので、結局財源措置を講ずる
というようにいたして参るわけでご
ざいます。このために經費がよそに転
嫁するということにつきましては、自
信をもつてないということ、申し上げ
たいと思ひます。

○伊瀬委員 西村委員の御質問の警察
への寄付ですが、これは他府県は知ら
ぬが、ぼくの方は大体年末とかお盆と
かいうやうなときには町村の團当なん
で、町村はほんとうに困つてゐる。そ
ういふことを警察がなさるから、町村
長に少々無理があつても聞かなければ
ならぬというやうなことで、私の方で
は全然信用しないやうになる。この警
察の經費が余るといふんだつたら、こ
ういふ予算をもつとたくさん地方へ流
すやうなことを考えたらどうですか。
實際町村は困つてますよ。例をせよと
言われれば幾らでもあります。奈良県
ばかりではない、他府県でもそういう
やうなことは幾らもある。それがた
にぼくの方では町村長に頭が上らぬよ
うなことすらできてゐるんですよ。こ
んなことはひとつしつかり考へてもら
いたい。

○柴田説明員 重ねて御注意を受けま
して恐縮に存じます。先ほどお答えい
たしましたやうに、まず／＼職費を加
えて参りたいと同時に、予算の獲得に
努力いたしたいという考え方でおりま
すので御了承いたされたかと思ひま
す。どうも先ほど人件費で、この程度
のものの場合には、人件費がもし余れ
ば特に財源措置を講じなくてもいいか
もしれないというのを申しましたの
で、八百万円、九百万円金が余るや
うに誤解を受けましたが、実は非常
にしい世帯でございますのに、金が余
るというやうなことはとんでもないこ
とでございます。人件費については、先
ほど申し上げましたやうに、各府県と
もに、月給が払えなくては行かないの
で、一府人件費については安全を見込
んで、定員のいるだけの月給は予算に
計上するのが常でございます。しかし
やめる人もあるというやうなことで、
欠員があれば金はそれだけ余るがその
金は使ふわけに行かない、お返ししな

ければならぬわけでありすが、そういう金を各府庁から集めて、これは大蔵省の分野になつて参りますけれども、そういう余つた、使えない人件費を大蔵省がのさばるわけはないのでありまして、大蔵省はこれをまた財源にいたしまして、諸般の必要な経費の財源に利用その他の措置を講じていることも事実でございます。そのような総合的な措置を講じて、なお全体としては経費は不足して困つてゐるのが実情であります。しかし御注意の精神はその通りに、予算上の経費の使い方についても万々注意いたしまして、寄付に転換する等の事例のないうに進みたいと思つております。

○門司委員 こういう問題がしばしば起るということについては、かなり私も考へなければならぬことがあると思ふ。この前の委員会にて水が出て参りましたときには、ちやうど警察法改正の問題が非常に大きく取上げられておる時期でございましたので、ある程度自治警察については警察から進言されたような形があつたことは、私はいふまでもない事実ではなかつたかと考へる。従つて今回またこういうものが出て参りました、これを国会に取上げな

ければならぬようなことになつた事情は、多少酌量する余地もないわけではありませんが、実際の問題として、これはもう法律で定まつてゐるのであります。今年の十月三十一日までには報告のあつた町村については、翌年の四月で廃止されることはわかつてゐる。しかも一つの町の町長ともあるう人たちが、こんなことはわからぬはずはないかと思ふ。従つて、私はもしこの問題の陰に、こういうことがあつてはならないと思ひますが、警察からある程度に圧力が加つておつたといふことになると、これは一つの問題であると思ひます。従つてこの町長の中のしかるべき人に求めてもらつて、一休町会といふことになるか、町会の連記録をこへ出してもらいたい。そしてこの種の問題がしばしば起る原因をひとと私は究明したい。私がこういうことを申し上げるのには、ついで、三年前、神奈川県返子の町の自治警察が警察に移管されたときに、国会にその法律案がまだ出ておらない前に、町長はちやんと秘密会を開いて、町会議員を集めて、ここで決議をして住民投票をやれば、必ず次の国会にはこういう法案が出て来るから、今のうちにやる

のだといつて住民投票をやつてゐる事がある。必要だといふことなら連記録を持つて来てよい。これは明らかになつた。国会を無視した行動である。これはその当時の連記録にも私の話が載つておるのだから、国会の連記録を調べたつてはつきりする。警察の陰謀に基づくのか、あるいは町長の何か事にせんがためか、こういう問題がしばしば起つて来て国会に迷惑をかけるというのでは、はなはだおもしろくないと思ふ。従つて、これらの問題を究明するために、これらの町会、いずれの町会でもよいから、会議録を持つて来てもらいたい。町長がどういふ説明をしてゐるか、私はこのことは問題だと思ふ。だから委員長は大体そういう運びをしてもらいたい。町長を呼んでここで聞きますと、警察と打合せて、あるいはいかにけん返事をされても困るので、会議録を持つて来てもらいたい。それによつて当時の町長の説明を一度聞きたい。そして、自治体がほんとうに困つておつて、万やむを得ざる事態の上に、こういうことがなされておるのか、あるいはやつてしまえば来年の四月を待たないで、早くやれるからというようなお話

なのか、調査したい。ことに私が奇怪に思ひますことは、栃木県の日光町であります。これは十二月十五日に投票が行われる予定だと書いてある。こういうものまで認めるということになる。国会が承認することになる。早くやればとにかくおれの方で認めてやるということを言わねばかりである。こういう問題があつてはなりませんので、委員長はそういう取扱いができるなら、ぜひそういう取扱いをしてもらいたい。私はこの機会にこの真相をはつきり究明しておきたい。そうしないままにこの問題を出て来ますから、この問題をおとりはからい願ひるかどうか、委員長にお聞きしておきたい。

○中井委員長 御趣意は十分拝承いたしました。つきましては、その点はさつそく理事會を開いて相談することにいたします。

〔速記中止〕

○中井委員長 それでは速記を始めこの際各位にお諮りしたいことがございします。すなわち日程追加についてでございます。昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特

例に關する法律案(内閣提出第一〇号)がただいま本委員会に付託されて参りました。よつて日程を追加いたしました。この問題につき政府から提案理由の説明を聴取したいと思ふのでございしますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、さうに決定をいたします。塚田國務大臣。

昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に關する法律案

昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に關する法律

昭和二十八年度分に限り、地方財政平衡交付金のうち普通交付金の算定に用ゐる単位費用は、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十二条第一項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに左の表の経費の種類に掲げる経費及びその測定単位の欄に掲げる測定単位について、それぞれその単位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一、一四九
2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	二、二四八
3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一九六六
4 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長	一メートルにつき	一、二八四〇〇
	港湾における防波堤の延長	一メートルにつき	二、二五〇〇〇
二 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	一、六三六〇〇
	学級数	一学級につき	七三、六二四〇〇
	学校数	一校につき	一七九、二一五〇〇
	生徒数	一人につき	二、二〇五〇〇
	学級数	一学級につき	九九、二〇四〇〇
	学校数	一校につき	一九〇、一〇〇〇〇
5 その他の土木費			
	人口	一人につき	一六四七
	面積	一平方キロメートルにつき	四四、九八五〇〇

市町村			
1	小学校費	児童数	一人につき 六六八〇〇
	学級数	一学級につき	二二、二五二〇〇
	学校数	一校につき	九七、九九〇〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき 九一〇〇〇
	学級数	一学級につき	三〇、三四六〇〇
	学校数	一校につき	一三七、五九〇〇〇
3	高等学校費	生徒数	一人につき 九、一〇七〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき 七八八二
四	厚生労働費		
1	社会福祉費	人口	一人につき 一二五、一〇
2	衛生費	人口	一人につき 一〇七、四四
3	労働費	失業者数	一人につき 三、九一〇〇〇
5	産業経済費	人口	一人につき 一三〇、三二
六	戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 七〇〇
七	その他の行政費		
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき 九五〇二
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき 一三八三
3	その他の諸費	世帯数	一世帯につき 五七二二
	人口	一人につき	四〇八七三
八	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金について適用する。

2 この法律の施行前地方財政平衡交付金法の規定によりすでに地方団体に交付された昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額は、この法律の本則の規定を適用して変更されるべき昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金のうちの普通交付金の額の概算交付額とみなす。

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金について適用する。
- 2 この法律の施行前地方財政平衡交付金法の規定によりすでに地方団体に交付された昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額は、この法律の本則の規定を適用して要更されるべき昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金のうちの普通交付金の額の概算交付額とみなす。

○塚田國務大臣 ただいま提出いたしました昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

各地方団体に對して交付すべき昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金の額の算定に用います単位費用につきましては、地方財政平衡交付金法に規定されていゝところに従ひ、すでに本年八月三十一日付をもちまして本年度分の普通交付金の額の決定を行つたのであります。先般成立いたしました一般戦の戦費の給付に關する法律の一部を改正する法律の施行に伴ひ、明年一月からいゝゆる教員給付の三本建制が実施せられますと、今回地方公務員につきましても國家公務員に準じて期末手当等を増額するとともに、明年一月から給付改訂を実施いたすこととなります結果、これらに要する経費等を基礎財政需要額に算入するため単位費用を増額する必要があるものであります。

第二次補正予算に計上されております地方財政平衡交付金の増額七十七億圓が決定いたしましたあつきにおきましては、この増額された単位費用を用ひまして本年度分の普通交付金の決定につきましては、給付改訂の平年度化を行ふ必要がありますほか、明年より実施を予定されている地方行政制度の改革等とも密接な関連がありますので、これらの見通しを得てからにされた方が適當であると考へられますので、さしあたりは昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金に用いる単位費用

を改訂することとどめ、昭和二十八年年度の単位費用の改正は、地方財政平衡交付金法の一部を改正する方法によらないで、昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に關する單獨法を設けることとしたのであります。これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に法案の内容につきましては、その概要を御説明申し上げます。御承知の通り、各地方団体に交付いたします地方財政平衡交付金のうち普通交付金については、土木費、教育費等の各行政項目について定められた所要経費の測定単位ごとの単位費用に當該測定単位の數値を乗じて算定された財政需要額の合算額である基準財政需要額が、税目ごとの収入見込額の合算額である基準財政収入額を越える額について交付することとされておりますが、この基準財政需要額の算定に用ひます各行政項目の測定単位ごとの単位費用は、行政項目ごとに標準的な条件を備えた団体または施設を想定し、これらの団体または施設に設置せらるべき職員の数、備へらるべき器具の種類等から算出された當該行政項目について必要な経費のうち、地方税及び地方財政平衡交付金でまかなわれるべき額を當該標準団体または施設の経費測定単位と定められたものの數値で除して決定されたものであります。従ひまして、今回のように期末手当の増額や給付改訂が行われます場合にこれらの団体または施設に配置されるものとされた職員の給付に要する経費は、増加いたしますので、これらの団体または施設において、當該行政項目について必要な経費を測定単位の數値で除して定められる単位費用は、それだけ増加するわけでありま

す。今回國家公務員について行われようとしてゐる期末手当等の増額及び給付改訂が地方公務員についても行われるものとして単位費用の改訂を行うことが必要となりました結果、その積算の基礎に職員の設置を予想してゐない橋梁費、戦災復興費及び災害復旧費等の単位費用を除き、単位費用のほとんどすべてについて改正を行うこととなるのであります。

次に第十六国会で成立いたしました一般戦の戦費に關する法律の一部を改正する法律の施行に伴ひ、明年一月からいゝゆる教員給付の三本建制が実施せられます結果、高等學校教員の給付改善に要する経費について必要額を基準財政需要額に算入するため、今回高等學校等の単位費用を増額することといたしましたのであります。従つて、高等學校等の三本建制の実施による増額、期末手当等の増額及び給付改訂による増額が含まれてゐるのであります。

なお、以上のほか、今回提案されております補正予算案との関連におきいて、社会福祉費、労働行政費等の単位費用につきましても、期末手当等の増額及び給付改訂により分の増額、所要の増加額を見込んで改訂してあります。今回改訂しようとしております単位費用によつて算定いたしますと、地方財政平衡交付金の交付を受けております全地方団体の基準財政需要額の増加見込額は、道府県分にあつては約五十億圓、市町村分にあつては約三十億圓、都合約八十億圓となる見込みであります。

幸いに本法律案が成立いたしました上は、各地方団体につきまして普通交付金の決定額の変更を行い、可及的すみやかに追加額を交付し、地方団体の財政運営に支障のないよういたしたいと存じます。

○中井委員長 本案に對する質疑につきましては、明日の委員会からこれを開始することにいたします。

○中井委員長 先ほど、警察法等の問題につき御質疑があるとお話でございましたが、引續き御質疑をお進めくださらんことを切望いたします。

○大矢委員 簡単に大臣に御質問を申し上げます。警察官の態度というものは非常にかわつて來た。これがいいようにかわつたならばいいけれども、またいゝゆる旧の警察官の態度にかゝつて來たといふことが著しい。これについて所管大臣としては、何か警察に向つて警告を發する必要があるのではないかと思ふが、それについてどういふふうに考へておられるか。いやそれは一部であつて、全体はかわつてゐない、自治体警察としての精神なり、実をあげておるといふふうにお考へになつておられるか。最近逆コースといふことが言われますが、警察もこれになつて、質的にも、あるいは平素のいゝる／＼なことにおいても、そういうふうなかわり方があると思へるが、もしかわつてゐるとするならばそれに対してどうするか。それからいま一つは、行き過ぎるを是正するといふことをしきりに今の

政府が言つておられますが、警官がピストルを持つてゐるために、みづから災ひし、國民も非常に災ひをしてゐる。中には、このピストルで警察官が自殺してみたり、あるいは、それをとられたために責任を負つて、巡査がやめなければならぬといふような非常に悲惨な状態が各所に起つてゐる。私は警察の人に聞かうてみたいと思ひます。これは私が申すまでもなくアメリカでは國民が護身用としてピストルを他を許されておるから、それを取締るための警察といふものは持たなければならぬけれども、日本は法律ではそういうものを持つことが絶対に禁止せられてゐる。國民が持たずして警察が持つてゐるためにそれをとられて、そのために國民みづからも、警官みづからもそういう非常に氣の毒な目に合うといふことは、日本の実情といふものがアメリカの実情とは違ふのでからして、今日の段階においてはあのことだけだでなくさうです。ピストルは取上げる必要がある。これはむしろ警察みづから望んでゐるのではないか。特に最近警察のピストルをねらう事犯がたくさん起つてゐる。こういうことになりますと、結局つかまえるよりピストルをとられまいとして警察官としても非常に困つてゐるわけだ。この機会にアメリカさんが置いて行つたものの行き過ぎを是正し、かえるといふことをしきりに言つてゐるのですが、何とかこの際ひとつこれからかえていただきたい。實際たくさん人が迷惑してゐるし、巡査も迷惑してゐる。そういう点で、一つは最近の警察の態度いかに。それからいま一点

は、占領中にアメリカの政策としてビートルを持した、あのビートルを取上げる意思はないか、この二点を伺います。

○塚田国務大臣 政府は行き過ぎを是正したいということを強く考え、それをいう／＼な施策について検討し、成案を得たものから逐次国会にお諮りしていることはまさにその通りであります。ただいまお尋ねの警察の問題ですが、実は私の所管外のことでございます。法務大臣が警察担当の大臣になつておられますので、よくお尋ねの趣旨はお伝えしまして、適当な機会に御答弁をお願いいたしますと存じます。

○門司委員 この機会に警察問題に関して、大臣に御質問するのではありませんが、ひとつお願いしておきたいと思ひます。それは去る十一月四日に茨城県の小貝川工事、いわゆる利根川の河川をつかかえるという一つの大きな問題であります。この工事は三年來問題になつておまして、いろ／＼つかかえの設計の変更等が行われております。そうしてやつとおちついたものが背割案——背割案といつても中間案みたいなものがかけられておる。時間もございませぬし、その内容は詳しく申し上げる必要はないと思ひますが、これがもし施行されますと、大抵三百五十戸くらいの中、約半数以上の二百戸近い家が立ちのきをしなければならぬというふうなことで、それからそのために耕地がつかれるというので、町民はこの計画に反対をしておる。たゞ十一月の四日に、建設省の案ではなかつたと言つておりますが、茨城県における新聞記者の諸君が、この現地を突は視察いたしまして

たときに、町村が半鐘その他を鳴らして、大勢集まつて来て、建設省の役人その他が来たということで、反対運動のために集まつた者が、新聞記者その他に相当の暴行を加えて傷害事件を起しておる。それと同時に越えて十一月の九日に、国警は武装警官を二百名派遣して暴行した住民の検挙に当り、十三名の者を検挙いたしております。町全体が反対をしております事件であつて、しかもたといそれが誤りであろうとどうであろうとも、傷害を与えたということはよくないこととございまして、しかしそれについて警察当局が五日もたつて、しかも小さな町に二百名からの武装警官を派遣して検挙したというところは、いたずらにこの騒動を大きくしたようなものである。われ／＼から考へて参りますならば、これはやはり任意出頭とか何かの形で事件を大きくさせないということが、私は警察のとるべき態度ではなかつたかと思ひます。しかしそう申し上げても、事ここに来てはいかんとしがつたので、私が申し上げたいと思ひますことは、そういうことが原因になつておるに――ここに新聞の伝えるところによりまして、その茨城県北相馬郡布川町町会でこういうことを決定いたしております。「今後もし引續いてきやうのような不祥事態が発生する可能性があるので、今後町議一名が常時郷土防衛隊本部に詰める」、この町ではすでに郷土を防衛するというので防衛隊の組織ができておるというのであります。このこと自体が非常に穏やかでありませぬが、この防衛隊の本部に町会議員一名が常に詰めております。その次には「背割提案反対運動には今後と

も犠牲者が出ることを考えられるので、町内各区域ごとに資金カンパを行ふ」ということを決議しておる。さらにその次には「町民は、山田町長を中心に反対運動に關して一心一体の活動をするなど三項目の決議をした。」とこう書いてあります。町会でこういうことが決議されたということになつて参りますと、まづたゞ無警察状態と言つても過言でないような事態をかもし出しているのではないかと思ひます。従つてこのような事態を地方行政の立場から考へてみますと、いかなる理由がございまいしょうとも、こうした事件が発生しておることについては、やはり問題の真相を究明して、そうして町民に犠牲者の出ないよう処置をすることが、私は一つの行政のあり方であるといふように考えられる、従つてわれわれはこれらの問題の真相を十分に知ることに必要だと思ひますので、どうかこの次の委員会でもよろしゅうございまして、この郷土防衛隊の隊長であります山田町長、さらに事件が起つて五日もして二百名の武装警官を朝暗いうちに動員してことさらに事件を大きくする、と言つと諍弊があるかもしれませぬが、町民に諍弊を与えたような処置をとつておつた長岡茨城県警察隊長、さらに竜ヶ崎の警察署長をひとつ呼んでいただきますと同時に、この問題の原因をこしらえておられます建設省の河川課長を呼んでいただきます。事件の内容を私どもに十分知らしていただくことがいいのではないかと思ひますので、委員長におかれましてはこれら四人の人、いわゆる山田町長と長岡警察隊長、建設省の河川課長、さらに竜ヶ崎の警察署長を呼んで

いただきます。今議題になつております警察問題と直接關連はございませぬが、ひとつ十分その真相を私ども知りたいと思ひますので、さようにおとりはかいますようお願いいたします。

○中井委員 ただいまの問題につきましても、理事に一度お諮りをいたしまして、しかるべく決定をいたしたいと存じます。

なお塚田国務大臣が他の委員会出席をなさる必要もあるようでありますから、この際もし質問がございませぬければ退席をしてもよろしうございませぬか。

○質問ありと仰る者あり

○中井委員 財政計画についてです。――それでは昭和二十八年年度修正地方財政計画について質問を許します。北山愛郎君。

○北山委員 塚田大臣に二点お伺いします。一つは修正財政計画であります。これはこれから先もいろ／＼質疑があると思うのですが、そのおもな点、すなわち今度の給与引上げと期末手当の増額、これを中心とするこの財政計画、その財源としては平衡交付金で七十六億というのを見ておるわけですか。これは実際に全体の数字を合わせた計画でありますから、今度実際に具体的に平衡交付金の財源をどういふに使うか、どれにどう充てるかといふようなことは、きよう提案された平衡交付金法の特例法によつてきまるところですが、そのうち主要なポイントとして、私どもの聞いたところでは今度のベース・アップの所要額が六十三億、期末手当の分が九十三億、合せて百五十六億、これに対して国庫負担額が二十九億でございますから

差引百二十七億の不足が出る。その百二十七億のうち不交付団体分が三十億、それを差引いて九十七億が財政措置を、ベース・アップと期末手当に對してしなければならぬわけである。この九十七億に對して、財源としては七十六億の平衡交付金に、それから税の方の自然増が二十一億、こういうふうな引当てを考へておるのだというふうな聞いておりますが、その通り承知してさしつかえないかどうか、これが一つであります。

もう一つは第十六国会でもつて、予算の修正によつて例の五十億の平衡交付金がふえたわけですが、これは八月の末の普通交付金の配分の中で、全部配分済みであるかどうか、もし配分したとすれば、政令によつて配分方法をきめてやつたのだらうと思ひますが、そういたしますと、配分をした次の国会であるから、この前のいわゆる救済国会において法律案を出さなければいけないということに、平衡交付金法の第十二条で書いておるわけですか。その際に法律を出さないで、おそらく今度の特例法に含まれておるのだと思ひますが、これは地方財政平衡交付金法の十二条の違反ではないか、このように考へるのですが、その第二点についてお伺いいたします。

○塚田国務大臣 お尋ねの第一点は、御指摘の通りでございます。第二の点は配分済みなものであります。なお詳細の点は政府委員からお答え申し上げます。さうでございます。

○柴田委員 前からつけ加へまして御説明申し上げます。先ほどの御質問の第二点はこの前提案いたしました平衡交付金法の一部改正で、単位費用を

改正いたしました。その際に正規の計算をして単位費用が入つておるわけでありませう。そこで増額されました交付金の五十億は、その単位費用に従つて計算いたしておるわけでありませう。もしその場合に、平衡交付金五十億が改正されなかつたならば、調整率を適用されたという結果に相なるわけでありませう。平衡交付金法第十條第二項の規定によりまして調整しなければならぬ。それが五十億ふえましたために、調整率を適用せずに済んだ。従いまして政令を出して単位費用を上げておりましたので、当初交付金法の一部を改正いたしました際の単位費用を使つて配分をしたわけでありませう。もし五十億ふえませんでした場合は、平衡交付金法の規定に従つて配分をいたしますと、交付金が足りなくなります。従いまして十條の二項によつて調整率を適用して、基準財政需要額を圧縮しなければならぬわけでありませう。それを圧縮しないで済んだということでありませう。

○高井委員 今の額の九十七億の中の自然増の二十一億、これは市町村分が幾らで、県の分が幾らになるのですか、これが一つ。

いま一つは、不交付団体の給与は三十四億にやないでしょうか。予算の説明書では三十四億と私記憶しておるのですが、百五十六億がベース・アップと期末手当の増額になつて、それで義務教育の半額負担の中に二十九億入つておるので、百五十六億から二十九億引いたものは百二十七億、百二十七億から三十億引けば九十七億になります。不交付団体は三十四億ではないですか。

○柴田説明員 お答えいたします。超過団体分の財政需要であります。期末手当と給与改訂に要する経費は、超過団体が三十四億であります。内訳は府県分が十六億四千万、市町村が十三億六千万、それから税は交付団体分に相当いたしますものが二十一億あります。その内訳は道府県が七億六千万、市町村が十三億四千五百万であります。

○北山委員 ただいまの御答弁、ちょっと私にはよくわからないのですが、たしか第十六国会のおしまいのところに予算の修正がなされて、そして修正の結果、五十億の平衡交付金がふえたものでありますから、従つてこれは当然平衡交付金法を改正すべきであるということ、われ／＼はたしか要求したはずであります。ところがそれは時間的な都合や何かで、政府の方にかしてもらいたいというふうなことで、私どもはこれは政令によつてきまるのだ、こういうふうな了解をしておつたのです。ところがそうではなくて、すでにきまつておつた。その当時において、改正前の交付金の算定の結果、当然不足だつたから、五十億がそれに充てられたということなんでしよう。そうすると、私は理論上非常におかしいと思う。なぜならば、あの五十億の内容の説明では、詳しいことはわかりませんが、少くとも教職員給与三本建の分が、あの中へ三億何千万円が含まれておるとの説明であつた。そういうしますと、五十億の中の少くとも三億何がしという分は、給与三本建として、これを使用されるべき金額として国会を通つておるわけですから、そうすると、平衡交付金法の改正

なしにつじつまがあつたということ、まことにおかしい話なんで、そうすると、給与三本建ということが予想もされなかつた当時において、すでに平衡交付金法の単位費用というものがそれを含んでおつた、こういうことの結果になるのじやないか。まことにこれは時間的にも論理的にも矛盾するのではないか、こういうふうな思ふのですが、どうですか。これはおそらく結果的に五十億が――当初の平衡交付金が二百五十億ですが、それに対して五十億ふえて千三百億になつた、そのような増額した額に合致するような平衡交付金法が、前からできておつたというふうな、偶然の合致みたいで、私どもはどうしてもそれはあとにおいてそれに合するよう数字を調整したのではないか、かような疑いを持つのです、いかがですか。

○堀田国務大臣 これは当時の会期のことでありますので、おそらく私からお答えするのが適当かと思ふのでありますが、最初に三本建の部分についてこれは御疑問の通りであります。しかしこれは五十億と一言に言つておりましたが、五十億の中からその分は控除して配分をしております。従つて三本建の分は、今度の本日提案をいたしましたことが決定いたしますと、それによつて配分されるわけで、残りの部分は結局配分を終つておるわけでありませうが、そうするとその五十億は、四十七億何がしということになるかと思ふのであります。そういうことを予定して、前の単位費用はきめてあつたのかという疑問なのであります。実はそういうことではないのであります。単位費用を細分をして行きますと、今度積上げて来るとなかつ、一致しないというのが現実の状態なので、一致しないという場合があり得るものであります。それから、調整率でもつて、そういう場合には財政需要と交付金額との差額を按分して圧縮をして、配分をします。そういうことになつておるのであります。そこでこの場合には当然そういう事象がありませうけれども、単位費用を改訂して配分しなければならぬという結果になるのであります。けれども、試算いたしました結果、ちやうどあれでもつて計算をするとすれば、調整率を用いないで、大体近い数字に行くというところで、まさに偶然の一致ということになるのですが、改訂しないで配分をいたしましたも、国会があれを御増額になつた御趣旨に合致するといふ考え方で、特に単位費用の改訂をいたさなかつたのであります。もしまた新しくふえたということに頭を置いて、単位費用をかりに改訂いたしますと、またその間に新しい平衡交付金の総額と、単位費用を改訂した上から、今度積み重ねて出て来ました財政需要額の間にまた差額が出て来る。結局圧縮をしなければならぬということになりますので、その方法によらなかつた、こういうふうな御了解をお願いいたします。

○北山委員 平衡交付金の単位費用補正係数あるいは調整というふうな数字の問題になると、これはなか／＼専門家でよくわからぬのです。その内容を拾つてこの点がいかぬじやないかと、うような指摘ができません。まことに残念でございますが、私どもはこういうこと全体の結果として見られるのは、要するに平衡交付金の算定と

いふものは伸縮自在にどうにでもなるのだ、五十億をふやして、それが平衡交付金法の単位費用なり、そういうものには一向影響のないように、どうにでも調整できるのだというふうに見られる一つの例じやないが、それだからこそ私は五十億をふやした場合にはそれをうやむやにされないうために、はつきりと単位費用を改正すべきじやないか、そういう法律案を出せと主張したわけなんです。この点は私は納得しません。ですからさうよく調べまして、また別の機会にお聞きをすることにいたしました。きようはこれで終ります。

○西村(カ)委員 端にお聞きします。大臣は昨晩自衛隊との交渉において、この平衡交付金なり何なりのきまるときに、自分は病氣しておつた、それで非常に残念であり、かつ申訳ない、こういう答弁をなさつておると私はお聞きしてゐる。そういう御答弁をなさつた真意は、結局どうしてもこれは地方団体に無理がかかる、だから君らの要求の点も十分の財源措置はできないことになる、こういうことだと思ふのです。その点について、そういうふうな答弁された真意を具体的に説明をお願いいたします。

○堀田国務大臣 それはどういう言葉でそのようにとられたか全然記憶がないので、自分ではそういう誤解を起す言葉を用いたとは全然思はないのでございまして、またおそらくそういう発言をしたかと思ふのは、今お尋ねのような気持は私の気持の中には全然ないものであつて、私は今度とは全く満足なものとはもちろん言えませんが、説明のできる程度の財源措置は平

衡交付金、それから税の伸びの形でできておるというように考えておりますし、そのような気持ちで発言をしておりますから、お尋ねのようなことはお尋ねなく言っておられないと思うのですが、なお次長がその席に立ち会っておりましたので、次長にお尋ねくだすつてもけっこうと思うのでありますが、おそらく何かの誤解じやないかと思ひます。

○西村(力)委員 病氣して休んでおつたということも、その際に言われたいのですか。

○塚田国務大臣 それは話の前後から言つたような記憶はないのでありますが、何かの話のほゞみに——現実に閣議の最後の予算書のきまつた日には——実質的にはもう早くずつと前にきまつておつたので、形式的に決定した日にはおらなかつたということは事実でありますから、あるいは何かの話のほゞみにそういうことを発言はいたしたかも知れません。しかしこれは今申し上げましたように、ほんの形式的な決定の日でありますから、実質的には何ら影響は持つておらないのであります。

○門司委員 この間から聞いておりますが、大蔵省が出て来なければつきりわからぬのだが、政府の方の意見の調整ができましたか、御承知の十五億の起債の中の五億が資金部の資金であつて、十億の公債の公募については、その中に行政協定の道路の舗装費が含まれておるのは、どういふような割合になつておつたか、意見の調整ができておつたら、ひとつ大臣から聞いておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 意見の調整ができません。

して、結局あの十五億のうち三億が行政協定の道路の方に向ける、しかしあのときも私はお答え申し上げましたように、それじや足りないというところで、なお折衝いたしました結果、道路の方に向けた三億に当る分は、やつてみまして足りませんければ、わく外でさらに大蔵省側が処置をするというところに了解が得られましたから、そのように御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 いまからわく外でできるかできないかわかりませんが、わく外という言葉はどうなんですか。やはり起債の中で公募によるものであるのか、あるいはこれは交付公債のようなものによるという意味でありますか。

○塚田国務大臣 その場合には、十五億の額が、結局実質的にふえて十八億になる、こういうわけであります。

○中井委員長 それでは政府提案の問題につきましては、本日はこの程度で質疑を終了いたします。

この際お諮りいたします。先ほど皆さんからお話のありました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につき、参考人もしくは証人を呼ぶという問題並びに昭和二十八年における冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、この法案につきましては、議員吉川久衛君外二十三名の提出にかかるものであります。前国会提出になるものであります。審議未了となり、閉会中の継続審査となり、さらに今国会において付託され、いまだ全然審議されてないものであります。本案については農林委員会から連合審査会を開会したい旨を本委員会に去る一日申出がありました。よつてこれにつきま

しての取扱いをいかにすべきかという問題につきましても、どうぞ理事會において何分の御決定をお願いしたいのであります。

それでは本日はこの程度にいたします。明日は午後一時より開会をいたし、政府の案等につき審議を進めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和二十八年十二月十日印刷

昭和二十八年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局